

府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項目	障害保健福祉費
						目	障害者自立支援給付費負担金
調査対象予算額	令和6年度(補正後)：1,602,159百万円の内数 (参考 令和7年度：1,653,143百万円の内数)					調査主体	本省と関東財務局の共同調査

①調査事案の概要

【事案の概要】

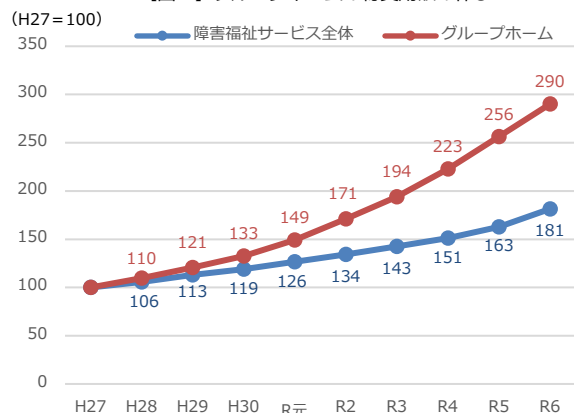
障害福祉サービスは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者や障害児に提供する福祉サービスである。

そのうち**共同生活援助**（以下「**グループホーム**」という。）は、**障害のある方が、地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場**として利用されている。具体的には、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を実施し、利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施するものである。事業者自らが介護サービスの提供を行う「**介護サービス包括型**」、常時介護を要する利用者に対して常時の支援体制を確保している「**日中サービス支援型**」、介護サービスの提供を外部の居宅介護事業所に委託する「**外部サービス利用型**」に分類される。

グループホームにおいては、近年**総費用額**（国・地方・利用者負担の合計）が**過去10年で約3倍に伸びており、障害福祉サービス全体の伸びの約2倍を超えている**【図1】。事業所数も令和3年から令和7年にかけて42%増加している【図2】。このうち営利法人の事業所数は143%増加しており、障害福祉サービス全体の伸び率の39%を大きく上回っている【図3】。特に日中サービス支援型では、営利法人の事業所数の伸び率は500%近く、類型全体に占める割合は70%近くになっている【図4】。厚生労働省社会保障審議会障害者部会においては、営利目的だけで法人が参入してきていると思われるところがあり、**どのように支援の質を担保するかが課題**であるといった指摘や、事業指定の基準について**特に経営者や管理者の資格要件を設ける等の指定基準の見直しが必要ではないか**といった指摘がされている。同部会報告書（令和4年6月13日）においても、「**障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される**」と指摘されている。また、自治体において、障害福祉サービスの指定や運営指導を行っているが、事業所数の増加に対応しきれていないといった声もある。

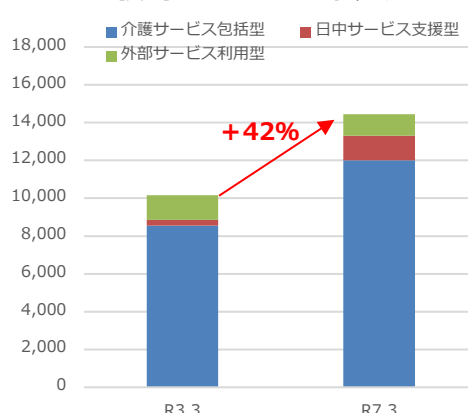
上記を踏まえ、サービスの質が確保されているか等の観点から、グループホームにおける人員配置等の実態、自治体における指定業務等及び日中サービス支援型の事業の実態について調査を行った。

【図1】グループホームの総費用額の伸び



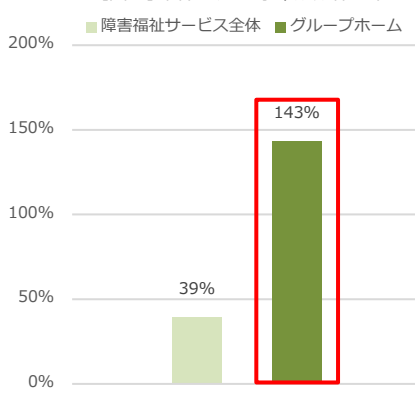
【出所】国民健康保険団体連合会への請求情報

【図2】グループホームの事業所数



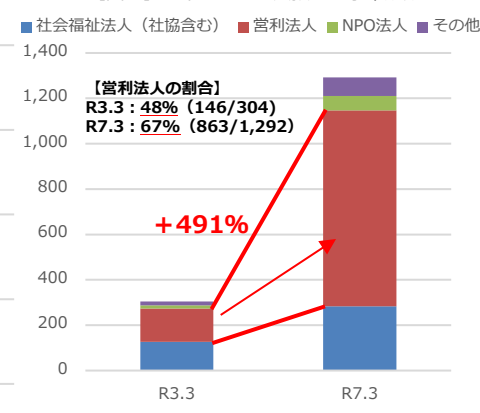
【出所】国民健康保険団体連合会への請求情報

【図3】営利法人の事業所数伸び率



【出所】国民健康保険団体連合会への請求情報
※R3.3～R7.3にかけての伸び率

【図4】日中サービス支援型の事業所数



【出所】国民健康保険団体連合会への請求情報

【営利法人の割合】
R3.3：48% (146/304)
R7.3：67% (863/1,292)

+491%

②調査の視点

1. グループホームにおける人員配置等について

サービスの質の確保の観点から、グループホームの代表者、配置基準として定められている管理者、世話人及び生活支援員の資格保有状況等について、検証を行った。

2. 重度障害者の受入体制について

障害の重度化・高齢化への対応や入所施設等からの地域移行を推進する観点から、重度障害者への支援体制が課題となっているところ、特に日中サービス支援型において、本来の制度設計どおり、重度障害者の受け皿になっているか等について、検証を行った。

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】（有効回答数）
・共同生活援助事業所
4,158か所

（注）有効回答数として計上しているのは、令和7年4月以降に開設した事業所47か所を除いた数

・自治体 1,059か所

③調査結果及びその分析

1. グループホームにおける人員配置等について

グループホームに関する職務には、法人の運営方針等を決定する**代表者**、世話人等のマネジメントや事業所の運営を行う**管理者**（事業所ごとに常勤1人以上）、利用者の日常生活をサポート（例：料理）する**世話人**及び身体介助（例：入浴）を行う**生活支援員**等がある。管理者・世話人・生活支援員の要件は、指定基準において以下のとおり定められている（代表者については定めなし）が、具体的な要件の定めはない。

（管理者）適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない
（世話人及び生活支援員）障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない

一方、介護保険制度では、認知症対応型生活協同介護（以下「認知症グループホーム」と言う。）の指定基準において、代表者等の職務の要件を以下のとおり具体的に定めており、代表者及び管理者には認知症の介護従事経験が求められている。

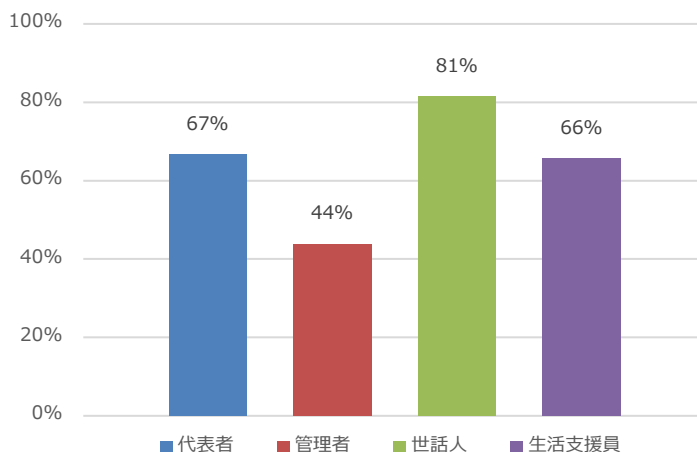
【参考】認知症グループホームの例

- ・代表者：認知症の介護従事経験又は介護事業の経営に携わった経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了
- ・管理者：3年以上認知症の介護従事経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了
- ・介護従事者：無資格の場合、認知症介護基礎研修を修了（入職後1年間以内）

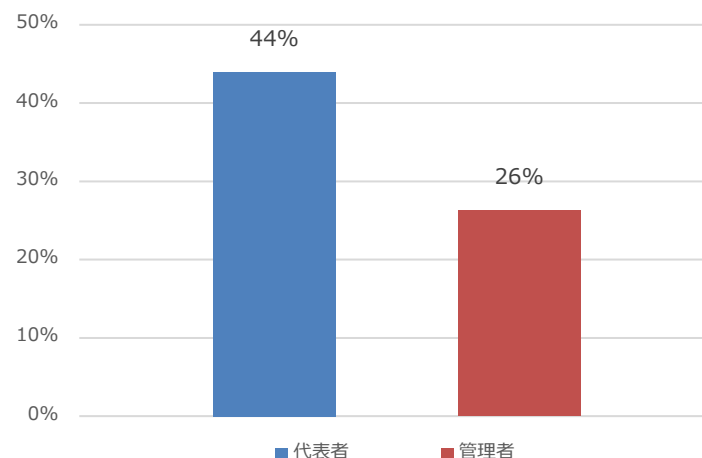
※他に、ユニットごとに1人以上の計画作成担当者の配置が求められており、最低1人は介護支援専門員の資格保持者である必要がある。その他の担当者が無資格の場合、認知症介護基礎研修を修了（入職後1年間以内）する必要がある。

障害福祉サービスのグループホームについて、代表者、管理者、世話人及び生活支援員の資格※保有状況を調査したところ、世話人については約8割の者が資格を保有していなかった【図5】。また、障害福祉サービスに従事した経験がない代表者及び管理者の割合を調査したところ、代表者については約4割の者が経験がなかった【図6】。 ※福祉事業に関する国家資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師等がある。

【図5】資格を保有していない代表者等の割合



【図6】障害福祉サービスに従事した経験がない代表者及び管理者の割合



③調査結果及びその分析

自治体の中では、事業所指定の在り方の見直しや指定に際しての自治体の権限の強化を行うべきであると思う自治体が多く、具体的な方法として有効と考えられるものに**指定基準の見直しを挙げる自治体が最も多かった**【表1・表2】。

【表1】Q. 事業所の急増がサービスの質の低下につながっているため、その対応として事業所指定の在り方の見直しや指定に際しての自治体の権限の強化を行うべきであるとの指摘がありますが、こうした指摘についてどう思いますか。

	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない
都道府県	20%	43%	5%	14%	18%
指定都市	47%	35%	12%	0%	6%
中核市	45%	32%	7%	5%	12%
その他市区町村	8%	29%	20%	12%	30%

【表2】Q. 上記の問で、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した場合は、その具体的な方法として有効と考えられるものを選択してください。（複数選択可）

	総量規制の拡大	意見申出制度の活用	指定基準の見直し	指定権限を有する自治体における審査プロセスの見直し	その他
都道府県	36%	61%	89%	29%	7%
指定都市	50%	7%	64%	29%	21%
中核市	52%	15%	80%	35%	11%
その他市区町村	31%	35%	62%	45%	6%

※複数選択可の場合は合計が100%を超える。

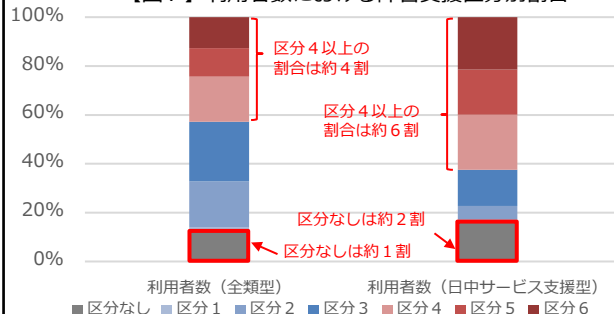
2. 重度障害者の受入体制について

日中サービス支援型は、障害者の重度化・高齢化に対応できる新たなグループホームの類型として平成30年4月に創設され、**人員配置を手厚くするとともに、基本報酬を高く設定**している。障害支援区分別の利用者数を調査したところ、日中サービス支援型においては、**区分4以上の重度障害者の割合が約6割**で全類型より高い一方、**区分なしの利用者数の割合も約2割**と全類型より高くなっている【図7】。

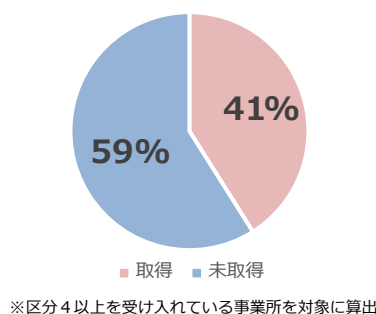
また、日中サービス支援型では、**重度障害者支援加算**（強度行動障害者等を受け入れている等の一定の要件を満たす事業所が対象）の取得状況を見ると、**約6割の事業所が未取得**であった【図8】。

区分なしの利用者が全類型より高い実態及び重度障害者支援加算の未取得の事業所割合を踏まえると、**真に支援を必要とする障害者の受入は進んでいない可能性、制度創設の趣旨を達成できていない可能性があるのではないか**。厚生労働省社会保障審議会障害者部会等においても、医療的ケアを要する者や強度行動障害者等の**支援に手間がかかる方の受入れが進んでいない**といった指摘もある。

【図7】利用者数における障害支援区分別割合



【図8】重度障害者支援加算の取得状況



【参考】グループホームの基本報酬

	世話人の配置等	基本報酬 (区分6の場合)
介護サービス 包括型	6 : 1 以上	600単位/日
日中サービス 支援型	5 : 1 以上 ※夜間支援従事者を 1人以上配置	997単位/日 ※常時介護を要する 者に対して常時支 援した場合

④今後の改善点・検討の方向性

1. グループホームにおける人員配置等について

指定や指導の実務を担う自治体の事務も勘案しつつ、サービスの質の確保の観点からは、介護保険制度も参考にし、管理者、世話人及び生活支援員の資格要件や障害福祉サービスに従事した実務経験要件を指定基準として定めること等を検討すべきである。

2. 重度障害者の受入体制について

障害者の地域移行の受け皿となっていることに留意しつつも、本来の制度創設趣旨どおり運用が進んでいない可能性があることに鑑み、実態を把握の上、報酬体系の見直し等を通じ、類型ごとの機能分化により、利用者の特性に応じた支援を提供できるようにすべきである。